

ケアハウス葛飾敬寿園運営規程

特定施設入居者生活介護事業所

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人社会福祉法人敬寿会が開設するケアハウス葛飾敬寿園（以下「敬寿園」という。）が行う特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の特定施設入居者生活介護の提供に当たる従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 敬寿園は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 敬寿園は利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立って公正、中立な施設サービスの提供を行う。
- 3 敬寿園は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設やその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第 3 条 事業を行う施設の名称はケアハウス葛飾敬寿園と称する。

(施設の設置)

第 4 条 敬寿園は東京都葛飾区新宿三丁目 19 番 19 号に設置する。

(実施主体)

第 5 条 事業の実施主体は社会福祉法人敬寿会とする。

(職員の職種)

第 6 条 施設に勤務する職員の職種、人員及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1 名

施設長は施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 介護職員又は看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）内常勤 1 名以上。

計 14 名以上。

看護師は上記数内 2 名以上。

介護員は、利用者の自立支援のための援助及び日常生活が快適になるよう、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な技術で介護サービスを提供する。

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営む上で必要な生活機能を維持、改善するための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1 名以上

計画作成担当者は、利用者の状況を把握し、適切なサービスが提供できるよう施設サービス計画を作成する。

（入所定員）

第 7 条 入居定員は 40 名とする。またケアハウスの用に供する室数は 40 室とする。

（ケアハウスのサービス内容）

第 8 条 敬寿園のサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 自立支援
- (2) 食事介助
- (3) 入浴介助（必要に応じて清拭）
- (4) 排泄介助
- (5) 移動介助
- (6) 着脱介助
- (7) 整容介助
- (8) その他の日常生活上の世話
- (9) 機能訓練
- (10) 健康管理（投薬、バイタルチェック、処置等）
- (11) 相談援助
- (12) レクリエーション行事
- (13) 通院介助

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 9 条 敬寿園は、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に関しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第10条 敬寿園は、特定施設入居者生活介護サービスの提供を求められた場合には、その方の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 敬寿園は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

(入退居)

第11条 敬寿園は身体上、又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

2 敬寿園は、施設の定員の関係から入居の余力がない場合と、利用しようとする方が伝染性疾患を有する場合は、特定施設入居者生活介護サービスの提供に応じないことができる。

3 敬寿園は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難な場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険施設等を紹介するなどし、適切な措置を速やかに講じる。

4 敬寿園は、入居申込者の入居に際しては、その方の心身の状況、病歴等の把握に努める。また、入居の定員に余力がない場合には、敬寿園入居判定会議で入居の優先順位を決定する。

5 敬寿園は、第11条4項の優先順の決定に対し、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、順番が妥当かどうかを施設長、計画作成担当者、生活相談員、介護、看護、介護支援専門員（居宅）の職員間で協議する。

6 敬寿園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その方及びその家族の希望、その方が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その方の円滑な退居のために必要な援助を行う。

7 敬寿園は、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 敬寿園は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助をする。

2 敬寿園は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助をする。

(入退居の記録の記載)

第13条 敬寿園は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(利用料等)

第14条 特定施設入居者生活介護事業所が提供したサービスの利用料の金額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、特定施設入居者生活介護事業所が法定代理受領サービスであるときに入居者が支払う金額は、利用料の負担割合証の割合による額とする。

2 前項の支払いを受ける金額の他、次の各号に掲げる費用の徴収をする。

(1) 理美容代（散髪、顔剃り以外は別途料金にて対応する。）

(2) 前項に掲げるものの他、特定施設入居者生活介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(3) 前項については、契約の際に説明し契約書に記名押印を受ける。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 敬寿園は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した特定施設入居者生活介護サービスの内容、費用の金額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第16条 敬寿園は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって入院後90日以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その方及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむをえない事情がある場合を除き、退院後再び敬寿園に円滑に利用することができるようにする。

(利用者に関する市区町への通知)

第17条 敬寿園は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市区町に通知する。

(1) 正当な理由なしに特定施設入居者生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第18条 施設としてサービス提供するに当たって、利用者の方に守っていただきたい事項は次の通りとする。

- (1) 施設内の安全、集団生活の場としての環境、従事者又は他の入居者、利用者の安全等を確保するため、従事者又は他の入居者、利用者の身体・生命等に危害を加えてはならない。
- (2) 従事者又は他の入居者、利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動営利活動を行ってはならない。
- (3) 事業者の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更してはならない。
- (4) 決められた場所以外での喫煙はしてはならない。
- (5) その他決められた以外の物の持ち込みはしてはならない。

(施設サービス計画の作成)

第19条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は利用者及びその家族等の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、特定施設入居者生活介護サービスの内容、特定施設入居者生活介護サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 介護支援専門員は施設サービス計画の原案について利用者又はその家族等に対し説明し同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、特定施設入居者生活介護サービスに当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規程は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第20条 敬寿園は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該特定施設入居者生活介護事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 敬寿園は居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該特定施設入居者生活介護事業所からの退居者を紹介することの代償をして金品その他の財産上の利益を授受してはならない。

(身体拘束について)

第21条 敬寿園は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動の制限は行わないものとする。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応については、「緊急やむを得ない身体拘束に関して」の規定に基づき行うこととする。

(虐待の防止)

第22条 事業所は、介護サービスの提供による虐待の発生を未然に防止、及び早期発見するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（TV 電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指すこと。
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第23条 非常災害が発生した場合、敬寿園は「非常災害対策計画」又は、「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じる。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。利用者も参加して実施する。

3 自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠し維持管理するものとする。

(業務継続計画の策定)

第24条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次の通り策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年2回以上実施し、記録するものとする。

1 感染症に係る業務継続計画

- (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- (2) 初動対応
- (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

2 災害に係る業務継続計画

- (1) 平時からの備え（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (3) 他施設及び地域との連携

(衛生管理)

第25条 各種感染症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、各マニュアルを整備し、それに基づき適切な措置を講じる。

- 2 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(秘密保持)

第26条 敬寿園の職員及び職員であったものは業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。又、施設はそのために必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第27条 敬寿園は自ら提供した特定施設入居者生活介護サービスに対する利用者、又はその家族等からの苦情を処理するための体制を確立する。

- 2 敬寿園は苦情に関して市区町が行う指導、助言に従って必要な改善を行う。又、国民健康保険団体連合会からの苦情申し立てについて利用者に必要な援助を行う。

(地域との連携)

第28条 敬寿園の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(協力病院)

第29条 敬寿園は治療、入院を必要とする利用者のために次の医療機関を協力病院と定める。

- えがおホームクリニック
- 医療法人社団光仁会 第一病院
- 医療法人社団晴恵会 川本歯科

(緊急時における対応方法)

第30条 敬寿園は、特定施設入居者生活介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに嘱託の医師に連絡し、指示を求めるなどの必要な措置を講ずると共に施設長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 利用者に対する特定施設入居者生活介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市区町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する特定施設入居者生活介護のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第32条 敬寿園は、特定施設入居者生活介護従業者等のサービスの質の向上を図るための研修を実施する。

- 2 従業者は常に清潔保持、健康状態について必要な措置を行う。
- 3 施設の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
- 4 特定施設入居者生活介護の運営規程の概要、特定施設入居者生活介護従業者その他の職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 5 施設は設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、施設が提供するサービスのケース記録その他必要な記録、帳簿を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。
- 6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は平成19年2月1日から施行する。

この規程は令和4年1月17日から施行する。

この規程は令和5年2月20日から施行する。

この規程は令和5年10月5日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和7年5月1日から施行する。